

離脱又は分割型分割等の場合の連結予定申告額の計算に関する明細書

連 結 業 度 事 年	・ ・	法人名	
----------------	--------	-----	--

連 結 納 税 の 承 認 を 取 り 消 さ れ た 場 合	離 脱 法 人 名 (連結納税の承認を取り消された法人名)	取消しがあった日又は事実が生じた日	離脱法人の前連結事業年度の個別所得金額又は個別欠損金額	離脱法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額		
		平 . .	円	円		
		平 . .				
		平 . .				
		平 . .				
	連結法人税個別帰属支払額の合計額			1		
	連結法人税個別帰属受取額の合計額			2		
計 (1) + (2)			3			
分 割 型 分 割 を 行 っ た 場 合	前連結事業年度において分割型分割を行った場合					
	分割法人名	分割の日	分割前事業年度の確定法人税額	(4)の計算の基礎となった所得の金額	前連結事業年度	$\frac{(4)}{\text{左の期間の月数}} \times 6$
			4	5		6
		平 . .	円	円	平 . .	円
		平 . .			平 . .	
		平 . .			平 . .	
		平 . .			平 . .	
	計					
	連結事業年度開始の日の翌日から当該開始の日以後6月を経過した日までの期間内に分割型分割を行った場合					
	分割法人名	分割の日	分割前事業年度の前事業年度又は前連結事業年度の確定法人税額又は連結法人税個別帰属支払額	(7)の計算の基礎となった所得の金額又は個別所得金額	分割前事業年度の前事業年度又は前連結事業年度	$\frac{(7)}{\text{左の期間の月数}} \times \text{分割前事業年度の月数}$
		7	8		9	
	平 . .	円	円	平 . .	円	
	平 . .			平 . .		
	平 . .			平 . .		
	平 . .			平 . .		
計						
納付すべき連結中間法人税額の計算						
前 度 連 結 法 人 事 業 税 額	法 人 税 額				10	円
	同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額				11	
	差 引 法 人 税 額 (10) - (11)				12	
前連結事業年度において連結完全支配関係を有することとなった場合の調整額 (別表十八の二付表二「3の計」)				13		
当該連結事業年度において連結完全支配関係を有することとなった場合の調整額 (別表十八の二付表二「6の計」)				14		
前連結事業年度又は前事業年度において合併を行った場合の調整額 (別表十八の二付表二「9の計」)				15		
当該連結事業年度において合併を行った場合の調整額 (別表十八の二付表二「12の計」)				16		
納 付 す べ き 連 結 中 間 法 人 税 額 $\left( \frac{(12) - (3)}{\text{前連結事業年度の月数}} \times 6 \text{ (マイナスの場合は0)} \right) + (6\text{の計}) - (9\text{の計}) + (13) + (14) + (15) + (16) \text{ (マイナスの場合は0)}$				17		

## 別表十八の二付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第2項から第4項まで又は第6項（連結完全支配関係を有することとなった場合等の連結中間申告税額の調整）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「連結納税の承認を取り消された場合」の各欄は、連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結子法人の法第4条の2（連結納税義務者）の承認が取り消された場合若しくは法第4条の5第2項第5号に掲げる事実が生じた場合又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人に係る同項第4号に掲げる事実が生じた場合（その事実が合併による解散である場合には、当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併を行ったとき）に記載します。
- 3 「離脱法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額」の各欄は、連結納税の承認を取り消された法人に係る法第81条の19第3項に規定する連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額を記載します。
- 4 前連結事業年度に措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額11」の欄には、前連結事業年度の別表一の二（一）「10」又は別表一の二（三）「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。
- 5 前連結事業年度に措置法第68条の9第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）、第68条の10第5項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）、第68条の11第7項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額）、第68条の12第7項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額）、第68条の13第4項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額）、第68条の14第7項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額）若しくは第68条の15第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）の規定の適用により前連結事業年度の法人税額に加算した金額がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額11」の欄には、前連結事業年度の別表一の二（一）「5」又は別表一の二（三）「5」に記載した当該金額も含めて記載します。